

令和5年度（2023年度）第2回熊本市障害者施策推進協議会 質問・意見への回答

	資料	質問及び意見	質問者	回答	担当課
1	資料1 P2 2「基本理念」	<p>素案では、基本理念がこれまでの「自立と共生のまちづくり」から「自立と共生、そして活躍できるまちへ」になりました。一方で、これまであった「分け隔てられることなく」「障がいのある人が必要な支援を受けながら自己決定し」という文言はなくなりました。</p> <p>障がい児者にとっての「自立」した生活とは、必要な時に、必要な支援を、必要な分だけ受けながら、本人が選択し、本人が決定して生きていくことだと考えます。素案では「自らの意思決定」だけにとどまり本来セットで捉えるべき「必要な支援」のことが、現在のプランと比較してかえって分かりにくくなってしまったように感じます。</p> <p>「切れ目のない支援体制の充実」といった、マクロ的・ハード的な取組だけを謳うのではなく、日常の生活一つ一つに本人が意思決定を行うことができるように寄り添う「介助者」の充実といった、ミクロ的・ソフト的な取組にも触れることではじめて、基本理念が現実的に達成できると考えます。</p>	松村委員	<p>委員のご意見にあるように、「必要な支援」については重要なものであると考えられることから、ご意見をふまえて内容の見直しを検討させていただきます。</p>	障がい福祉課
2	資料1 P2 2「基本理念」	<p>また、昨今の障がい児者福祉では「本人の意思決定支援」と共に「インクルーシブな社会（社会的包摂）」が外せない（欠かせない）ワードだと思います。「いきいきと」「活躍できる」はもちろん大切なことですが、その前提としてまずは「排除」や「制限」をされずに地域社会に当たり前に「参加」できることを保障することを、きちんと謳ってほしいと思います。</p>	松村委員	<p>「インクルーシブな社会」の考え方については、「障がいの有無に関わらず、地域社会の構成員として安心して暮らし、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す」という文言に含んでいるところです。</p>	障がい福祉課
3	資料1 P3 成果目標「障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをした経験」	<p>毎回で恐縮ですが、この項目がある以上、目標値は「0%」でなければおかしいという意見は伝え続けざるを得ません。また、基本目標1が「障がいへの理解啓発と権利擁護」である以上、障がい当事者側だけでなく、熊本市民に対して障がいへの「差別」や「偏見」の意識を問うことも不可欠だと考えます。</p>	松村委員	<p>委員のご意見のとおり最終的には目指すべき姿としては0%ではありますが、まずは現状をふまえて「34.8%」から少しでも数値を下げるために、引き続き理解促進の取組を進めていきたいと考えているところです。</p>	障がい福祉課

令和5年度（2023年度）第2回熊本市障害者施策推進協議会 質問・意見への回答

	資料	質問及び意見	質問者	回答	担当課
4	資料1 P4～5 基本目標3「自立と社会参加の仕組みづくり」	新たに、基本目標3「自立と社会参加の仕組みづくり」が立てられましたが、内容は現在のプランの基本目標の文言を組み合わせたものであり、新たに謳われたのは「就労できる場を確保し、長く働くことができる環境を整えていく」の部分のみです。 もちろん、障がい者の就労（定着）支援は大事で、ぜひ取り組んでいてもらいたいことですが、「障がい者の自立と社会参加」があたかも「就労」だけを指しているかのように熊本市民が誤認してしまわないように配慮する必要があると思います。	松村委員	基本目標3「自立と社会参加の仕組みづくり」では、P11～12の体系図にあるように、障がいのある人の就労支援だけでなく、現プランを引き継ぐ形で文化・スポーツ活動、外出や移動の支援、意思疎通支援にも力を入れていくことにしています。	障がい福祉課
5	資料1 P5 成果目標「熊本市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思おう割合」	これも、前ページ同様、目標値は「100%」でなければおかしい、と思います。さらに、今後も継続的に熊本市民へアンケートを取り続けていくのであれば、年齢や性別、所属や地域等といった属性によって、市民の意識がどう変化していくのかを可視化して分析することも、目標値「100%」に近づけるために有効な取組だと考えます。	松村委員	委員のご意見のとおり最終的には目指すべき姿としては100%ではありますが、まずは現状をふまえて「34.1%」から少しでも数値を上げるために、安心・安全な生活環境を整備していきたいと考えているところです。	障がい福祉課
6	資料1 P14 ③「共に学ぶ教育の推進」	インクルーシブ教育の推進について、保護者自身も障害のある子が通常の地域の学校に通うことができることを知らない場合があります。すべての子どもが地域の学校を希望して良いということを発信し、その相談対応ができるような取り組みをしてははいかがでしょうか。	植田委員	就学前の保護者に対しては、年2回開催している「特別支援教育に関する就学説明会」において、地域の学校で学ぶことができること（地域の学校で学ぶことが原則であることを）を説明しています。また、その説明資料は本市ホームページに掲載し、広く市民の方々にお知らせしているところです。 あわせて、保護者の方の直接の相談窓口となる小学校に対しては、障がいの有無に関わらず、地域の学校で学ぶことができるという就学の原則であるルールについて研修を行い、就学相談の場で保護者の思いに寄り添って対応するよう、今後も、周知してまいります。	総合支援課

令和5年度（2023年度）第2回熊本市障害者施策推進協議会 質問・意見への回答

	資料	質問及び意見	質問者	回答	担当課
7	資料1 P21 ②ウ「職員採用時の合理的配慮」 資料1 P40 ③「公共機関での障がい者雇用の促進」	働きやすい条件整備とは具体的にどのような内容でしょうか。	植田委員	「働きやすい条件整備」については、配属された職員が配属先におけるバリアフリーの整備や、職員への理解啓発による合理的配慮の充実を図っていくなど、長く働き続けることができる職場環境を目指していくこととしております。	障がい福祉課
8	資料1 P46～47 3「外出や移動の支援」 資料1 P53～55 2「生活環境の向上」	分野別施策に新たにあげられたのは、基本目標3の施策3「外出や移動の支援」と、基本目標4の施策2「生活環境の向上」です。 ただ、「外出～」は現在のプランにも「学習の機会や余暇活動の推進」「移動しやすい環境の整備」があり、「生活環境～」も現プランに「住まい・住環境の整備促進」「ユニバーサルデザインの推進」があり、ほぼ同じ内容になっています。 せっかく分野別施策にあげたのですから、現在のプランをさらに推し進めるために、それぞれの施策が現実的に稼働するために必要な人材（介助者）の確保・養成を行うことまでプランに落とし込んでおくべきではないでしょうか。	松村委員	基本目標3の施策3「外出や移動の支援」、基本目標4の施策2「生活環境の向上」の構成については、事業の継続性及び一貫性の観点から現プランを継承しています。具体的な取り組みについては、現在の状況をふまえて内容の見直しを行っており、更なる充実を図っていくことにしています。 素案に記載されている取組については、既に取り組んでいるものが多くありますが、人材が必要とされるものについては、充足できるように今後検討を行ってまいります。	障がい福祉課
9	資料1 P49 4-(2)「意思疎通支援の充実」	また、自立と社会参加に向けて手話講座受講者を増やす取組はとても重要ですが、基本目標3を達成するためには、それと同時に手話以外の「情報のバリアフリー」もあわせて整えていくことが見落とされていると思います。重い知的障がいや精神障がいのある人との意思疎通に求められる支援など、障がい特性に応じた体制を整え、必要な情報を必要な時に提供できてはじめて「本人の自己決定」が行えると考えます。	松村委員	令和4年5月に施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法では、地方公共団体の責務として障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を推進するとされています。 基本目標4-3では、手話だけでなく、この法律に沿った障がいの特性に配慮した情報の提供や意思疎通支援の充実に向けた検討を行っていくことにしており、障がいのある人が必要な情報が取得できるように社会情勢をふまえながら取り組みを進めてまいります。	障がい福祉課

令和5年度（2023年度）第2回熊本市障害者施策推進協議会 質問・意見への回答

	資料	質問及び意見	質問者	回答	担当課
10	資料1 総論	とても良いプランが来ていますが、これだけの事業をするのに予算が足りるでしょうか。福祉・保育・教育と人材が足りず、こどもを安心して預け、託すことが出来ない現実をわかっておられるでしょうか。多くの疑問が出てきます。	堅島委員	予算の拡充については、引き続き財政課と協議していくこととしておりますが、現実的に厳しい状況にあります。人材不足への対応も含めて、今ある予算の範囲内で工夫をしながら取り組んでまいります。	障がい福祉課
11	資料2 P1 3「サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方」	素案で示された数値目標やサービス見込量を達成するために、提供体制をどう整えていくのか、具体的には人材の確保・養成をどうするのか、事業所等の安定的な運営・経営をどう支えるのか、そのための目標をどう設定するのか。プランとの整合性を取るにはそこまでをセットにした「障がい（児）福祉計画」でなければいけないと思います。	松村委員	各サービスの事業所が安定的な運営や人材の確保・養成を行っていくために、国へ適正な報酬単価の設定について見直しを求めていくほか、事業所等の安定的な運営等のために、事業所に対して処遇改善加算等の取得を促進していきます。	障がい福祉課
12	その他（社会参加）	熊本市の移動支援について、サービス認定は受けていても、支援者不足で実際には利用できていない人がいます。認定者数と実際の利用者数にギャップがあるのではないのでしょうか。	堅島委員	確かに福祉サービスの認定者数と実際の利用者数には差があります。その要因として支援者不足もあると思われませんが、その他、利用者都合によるもの等、様々な事由が想定されます。令和6年度に予定されている報酬改定を注視しつつ、多少でも支援者不足の解消に繋がるよう、引き続き、報酬単価の見直しについて、国に要望してまいります。	障がい福祉課
13	その他（保健・療育）	5才児健診の実施で、自閉症・発達障がいについて保護者へ伝え、自覚してもらい、障がい児保育・療育に繋がってほしい。それが学校生活への安心や希望に繋がるのではないのでしょうか。保護者がこどもの障がいに気づき、認めることができる機会が必要だと思います。	堅島委員	5歳児健診を実施している自治体からは、その時期までには気づかれなかった軽度知的障がいや軽度発達障がいを発見するために有効と報告されています。就学の1年以上前に発達特性等に気づき、必要な支援が受けられるような体制は重要と考えますが、健診の実施については、専門医の確保等様々な課題もありますので、本市ではどのような体制で実施可能か検討してまいります。	こども支援課